

在宅医療・福祉コンソーシアム長崎規程

(目的)

第1条 在宅医療・福祉コンソーシアム長崎（以下「コンソーシアム」という。）は、薬学・看護学の統合教育体制を確立している長崎県内の国公立の3大学（長崎大学、長崎県立大学及び長崎国際大学）が、さらに医学・歯学等の教育者を加えた協働教育体制の充実を図り、県内の4自治体（長崎県、長崎市、長与町及び佐世保市）・12職能団体（長崎県薬剤師会、長崎県病院薬剤師会、長崎県看護協会、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県歯科衛生士会、長崎県理学療法士協会、長崎県作業療法士会、長崎県言語聴覚士会、長崎県栄養士会、長崎県社会福祉士会及び長崎県介護福祉士会）・1法人（認定NPO法人長崎在宅Dr.ネット）と連携・一体となって、多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門職としての主体性・協調性を持つ人材を育成し、当該地域へ輩出することを目的とする。

(内容)

第2条 コンソーシアムを構成する各大学、自治体及び職能団体は、文部科学省大学間連携共同教育推進事業の選定取組である「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点」（以下「大学間連携共同教育推進事業」という。）の連携戦略に基づき、連携取組を確実に実施する。

(組織)

第3条 コンソーシアムは、次に掲げる大学、自治体、職能団体及び法人をもって組織する。

- (1) 長崎大学
- (2) 長崎県立大学
- (3) 長崎国際大学
- (4) 長崎県
- (5) 長崎市
- (6) 長与町
- (7) 佐世保市
- (8) 長崎県薬剤師会
- (9) 長崎県病院薬剤師会
- (10) 長崎県看護協会
- (11) 長崎県医師会
- (12) 長崎県歯科医師会
- (13) 長崎県歯科衛生士会
- (14) 長崎県理学療法士協会
- (15) 長崎県作業療法士会
- (16) 長崎県言語聴覚士会
- (17) 長崎県栄養士会
- (18) 長崎県社会福祉士会
- (19) 長崎県介護福祉士会
- (20) 認定NPO法人長崎在宅Dr.ネット

(本部委員会)

第4条 コンソーシアムにおける最上位に位置する意思決定

機関として在宅医療・福祉コンソーシアム長崎本部委員会（以下「本部委員会」という。）を置く。

- 2 本部委員会は、コンソーシアムが連携取組を円滑に展開するための事業運営その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項について審議する。
 - 3 本部委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 大学間連携共同教育推進事業の長崎大学取組担当者
 - (2) 大学間連携共同教育推進事業の長崎県立大学取組担当者
 - (3) 大学間連携共同教育推進事業の長崎国際大学取組担当者
 - (4) 長崎大学薬学部長
 - (5) 長崎大学医学部長
 - (6) 長崎大学歯学部長
 - (7) 長崎県立大学看護栄養学部長
 - (8) 長崎県立大学情報システム学部長
 - (9) 長崎国際大学薬学部長
 - (10) 長崎国際大学健康管理学部長
 - (11) 長崎国際大学人間社会学部長
 - (12) 長崎県福祉保健部長
 - (13) 長崎市保健所長
 - (14) 長与町健康保険部長
 - (15) 佐世保市保健福祉部長
 - (16) 長崎県薬剤師会長
 - (17) 長崎県病院薬剤師会長
 - (18) 長崎県看護協会会長
 - (19) 長崎県医師会長
 - (20) 長崎県歯科医師会長
 - (21) 長崎県歯科衛生士会長
 - (22) 長崎県理学療法士協会会長
 - (23) 長崎県作業療法士会長
 - (24) 長崎県言語聴覚士会長
 - (25) 長崎県栄養士会長
 - (26) 長崎県社会福祉士会長
 - (27) 長崎県介護福祉士会長
 - (28) 認定NPO法人長崎在宅Dr.ネット理事長
 - (29) その他委員長が必要と認めたる者
 - 4 委員は、委員長が任命する。
 - 5 第3項各号の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 第3項各号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 本部委員会の委員長は第3項第1号の委員をもって充てる。
 - 8 本部委員会の副委員長は第3項各号の委員のうちから委員長が指名する。
 - 9 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
 - 10 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (本部委員会会議)

第5条 本部委員会は、定例会議を年2回開催する。ただし、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

2 定例会議は、大学間連携共同教育推進事業の代表校である長崎大学において開催する。

3 定例会議及び臨時会議は、委員（代理出席者を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 定例会議及び臨時会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(推進委員会)

第6条 コンソーシアムの事業推進機関として在宅医療・福祉コンソーシアム長崎推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、コンソーシアムが連携取組を円滑に展開するための事業内容、事業計画その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項について審議し、その結果を本部委員会及び第8条に規定する運営委員会に報告する。

3 推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 長崎大学の大学間連携共同教育推進事業専任教育職員
- (2) 長崎県立大学の大学間連携共同教育推進事業専任教育職員
- (3) 長崎国際大学の大学間連携共同教育推進事業専任教育職員
- (4) 長崎大学薬学部の担当教育職員
- (5) 長崎大学医学部の担当教育職員
- (6) 長崎大学歯学部の担当教育職員
- (7) 長崎県立大学看護栄養学部の担当教育職員
- (8) 長崎県立大学情報システム学部の担当教育職員
- (9) 長崎国際大学薬学部の担当教育職員
- (10) 長崎国際大学人間社会学部の担当教育職員
- (11) 長崎国際大学健康管理学部の担当教育職員
- (12) 長崎県福祉保健部から推薦のあった者
- (13) 長崎市保健所から推薦のあった者
- (14) 長与町健康保険部から推薦のあった者
- (15) 佐世保市保健福祉部から推薦のあった者
- (16) 長崎県薬剤師会から推薦のあった者
- (17) 長崎県病院薬剤師会から推薦のあった者
- (18) 長崎県看護協会から推薦のあった者
- (19) 長崎県医師会から推薦のあった者
- (20) 長崎県歯科医師会から推薦のあった者
- (21) 長崎県歯科衛生士会から推薦のあった者
- (22) 長崎県理学療法士協会から推薦のあった者
- (23) 長崎県作業療法士会から推薦のあった者
- (24) 長崎県言語聴覚士会から推薦のあった者
- (25) 長崎県栄養士会から推薦のあった者
- (26) 長崎県社会福祉士会から推薦のあった者
- (27) 長崎県介護福祉士会から推薦のあった者
- (28) 認定NPO法人長崎在宅Dr.ネットから推薦のあった者
- (29) その他委員長が必要と認めたる者

4 委員は、委員長が任命する。

5 第3項各号の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 第3項各号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進委員会に委員長を置き、第3項第1号から第11号までの委員のうちから選出する。

8 推進委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

9 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

10 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(推進委員会会議)

第7条 推進委員会は、定例会議を年2回開催する。ただし、臨時会議を開催することができる。

2 定例会議は、大学間連携共同教育推進事業の代表校である長崎大学において開催する。

3 定例会議及び臨時会議は、委員（代理出席者を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 定例会議及び臨時会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第8条 コンソーシアムが連携取組を円滑に展開するための事業内容及び事業計画の立案並びに連携取組の実行の任務に当たる機関として在宅医療・福祉コンソーシアム長崎運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、コンソーシアムの円滑な事業展開に関することその他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項について協議する。

3 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 長崎大学の大学間連携共同教育推進事業専任教育職員
- (2) 長崎県立大学の大学間連携共同教育推進事業専任教育職員
- (3) 長崎国際大学の大学間連携共同教育推進事業専任教育職員
- (4) 長崎大学薬学部の担当教育職員
- (5) 長崎大学医学部の担当教育職員
- (6) 長崎大学歯学部の担当教育職員
- (7) 長崎県立大学看護栄養学部の担当教育職員
- (8) 長崎県立大学情報システム学部の担当教育職員
- (9) 長崎国際大学薬学部の担当教育職員
- (10) 長崎国際大学人間社会学部の担当教育職員
- (11) 長崎国際大学健康管理学部の担当教育職員
- (12) その他委員長が必要と認めたる者

4 委員は、委員長が任命する。

5 前3第1項各号の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前3第1項各号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7 運営委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号から第11号までの委員のうちから選出する。

8 運営委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

9 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

10 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会会議)

第9条 運営委員会は、定例会議を年6回開催する。ただし、必要に応じて、臨時会議を開催することができる。

2 定例会議は、大学間連携共同教育推進事業の代表校である長崎大学において開催する。

3 定例会議及び臨時会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(評価委員会)

第10条 コンソーシアムの連携取組の内容を評価することを目的として、在宅医療・福祉コンソーシアム長崎評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、コンソーシアムの連携取組の内容に対する評価及び提言に関することその他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項について審議する。

3 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学教育分野の有識者 1名

(2) 歯学教育分野の有識者 1名

(3) 薬学教育分野の有識者 1名

(4) 看護学教育分野の有識者 1名

(5) 理学療法学・作業療法学分野の有識者 1名

(6) 栄養学分野の有識者 1名

(7) 福祉学分野の有識者 1名

(8) 多職種協働教育分野の有識者 1名

(9) 公募により選ばれた者 1名

(10) 必要に応じ委員長が必要と認めた者 1名

4 前項各号の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 第3項各号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

7 評価委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

8 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

9 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(評価委員会会議)

第11条 評価委員会は、定例会議を平成25年度から年1回開催する。ただし、必要に応じて、臨時会議を開催することができる。

2 定例会議は、大学間連携共同教育推進事業の代表校である長崎大学において開催する。

3 定例会議及び臨時会議は、委員（代理出席者を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第12条 本部委員会、推進委員会及び運営委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を定例会議及び臨時会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第13条 コンソーシアムの事務局（以下「事務局」という。）は、大学間連携共同教育推進事業の代表校である長崎大学に置く。

2 コンソーシアムの委員会の事務は、事務局の専任事務職員が処理する。

(運営経費)

第14条 コンソーシアムの運営経費は、文部科学省大学改革推進等補助金から支出する。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年12月6日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規程にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。